

市民参加実施予定シート

予 定
平成27年4月1日時点

担当課(社会福祉課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	支え合い活動対象者名簿の提供	市が考える市民等への影響	<メリット> ・今まで作成が困難であった「災害時要援護者名簿」(避難行動要支援者名簿)の整備が進む。 ・災害時に支援が必要な方は日常的にも支援が必要なことから、「災害時要援護者名簿」は日常的な見守り活動にも利用できる。
名称	流山市地域支え合い活動推進条例		<デメリット> ・災害時には支援が欲しいが名簿への登録はいやだという方々への対応。
概要	災害対策基本法の一部改正で市長は災害の発生に備え、避難行動要支援者の同意を得た上で、消防機関、警察、自治会、民生委員、その他の防災関係者に対し、名簿情報を提供できることとなる。これを受け、その名簿の提供を可能とすること等の条例を制定する。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input type="checkbox"/>	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1) 軽易なもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2) 緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由
<input type="checkbox"/>	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
複数実施	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会等	H26 4/22、5/2、5/14、5/20	審議委員(学識経験者、公募の市民等)	流山市福祉施策審議会	・審議会・・・専門的な見地から調査や審議、意見を聴取する必要があるため、審議会への諮問・答申を行う。 ・パブリックコメント・・・時間や場所等に拘束されず、意見表明ができること、また素案を広く市民に周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えパブリックコメントを実施する。 ・意見交換会・・・市内4か所での地区懇談会を開催する。他に自治会懇談会や各自治会から要望があれば積極的に出向き説明する。地区社会福祉協議会や、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センターの各種会議にも出席し、条例の内容等を説明し、意見を聴取する。
	<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメント手続	H26 6/23～7/22	全市民等	特になし	
	<input checked="" type="checkbox"/> 意見交換会	H26 7/13、14に市内4地区でタウンミーティングを開催。	利用対象者	一時預かり保育、手話通訳、要約筆記者配置予定	
	<input type="checkbox"/> 公聴会				
	<input type="checkbox"/> 政策提案制度				
	<input type="checkbox"/> その他				

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成25年度		平成26年度											平成27年度				
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月		
		福祉施策審議会(諮問・答申など)			地区懇談会 パブリックコメント		9月議会(条例案上程)		高齢者や障害者等、要援護者と思われる方々に通知を出し、名簿へ登録の同意を得る								

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
市民参加の手法	平成27年2月1日	パブリックコメント手続の実施予定時期(7月上旬から8月上旬)を変更			